



広報

# かみかわ

11

2021 No.192

■ 2021年9月30日現在（外国人含む）

人の動き 人口 10,944 男 5,171 女 5,773 先月比（男-3 女+7）

■ 9月中の異動（人） 転入 23 転出 11 出生 4 死亡 12

P 2～6 | 特集 **令和2年度決算がまとまりました**

P 7 | 衆議院議員総選挙および神河町長選挙が行われます

P 8 | 税金は納期限内に！

写真：10月9日、神河町内の幼稚園・小学校合同運動会が開催されました。

長谷小学校運動会では、児童が徒競走や一輪車で日頃の練習の成果を発揮し、  
地域の方々も玉入れやリレーで盛り上がっていました！

令和2年度

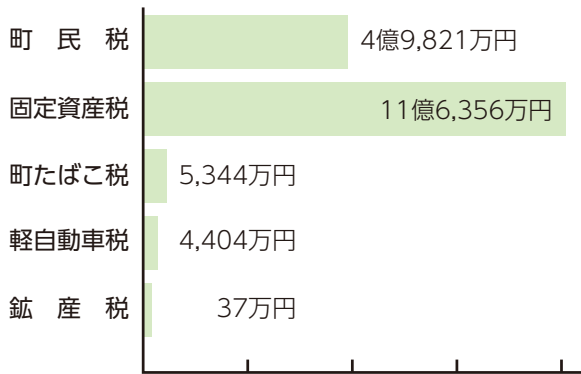
# 決算がまとまりました

問 総務課 ☎34-0001

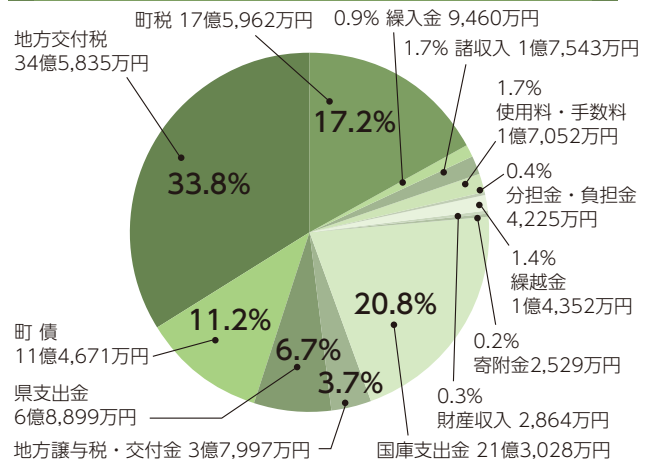
令和2年度の一般会計と特別会計、企業会計の決算がまとまり、9月定例議会で認定されました。町の予算は、皆さまの税金や国・県からの補助金などによって運営されています。この1年間にどのくらいのお金が入り、どのように使われたかを一般会計を中心にお知らせします。

令和2年度の一般会計の決算は、歳入総額102億4,417万円、歳出総額99億6,415万円、差引2億8,002万円の黒字となりました。また、決算状況として町HPに掲載しています。

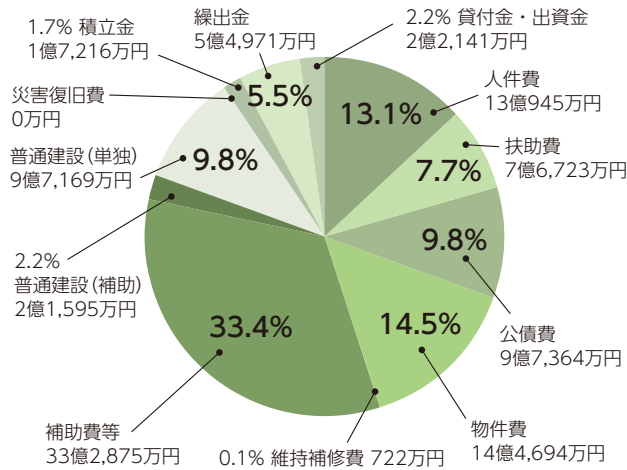
## 町税の内訳 総額17億5,962万円



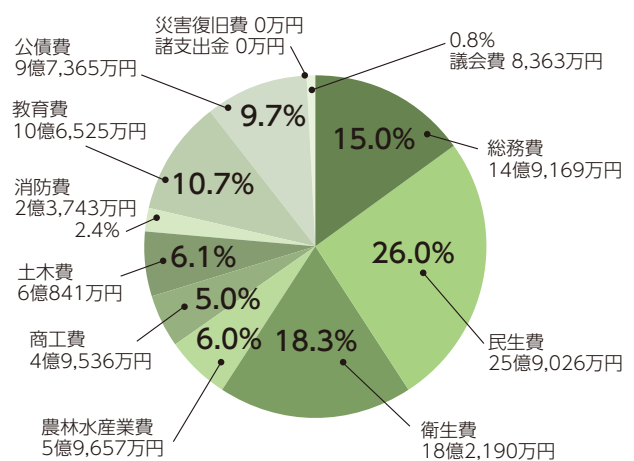
## 歳入(入ったお金) 総額102億4,417万円



## 性質別歳出(使われたお金) 総額99億6,415万円



## 目的別歳出(使われたお金) 総額99億6,415万円



**商工費**  
調査などに使ったお金  
商工・観光業の振興に使ったお金

**農林水産業費**  
農業・林業の振興、土地改良、地籍

**衛生費**  
健康づくり対策事業、病院・上下水道会計への補助・ごみ・し尿処理対策などに使ったお金

**民生費**  
児童・老人・障害者・医療・年金など町民の皆さまの福祉に使ったお金

**総務費**  
主に内部管理、税務・戸籍・選挙・企画の事業やCATVの管理運営などに使ったお金

**議会議費**  
議会の運営に使ったお金

**歳入のつぎの説明**

**町債**  
町が大きな事業を行うために借り入れたお金

**諸収入**  
右記の収入科目に含まれない、その他の収入

**繰入金**  
基金や特別会計から繰り入れたお金

**繰越金**  
前年度の決算で生じた剰余金

**財産収入**  
町の財産を運用したり、売ったりして生じた収入

**国・県支出金**  
特定の目的・事業のために国や県から交付されたお金

**使用料・手数料**  
施設を使用した時や、証明書の交付時に町に納付されたお金

**分担金・負担金**  
特定の目的・事業のために受益者が負担したお金

**地方交付税**  
町の財政需要の状況に応じて国から交付されたお金

**町税**  
皆さまに納めていただいた税金

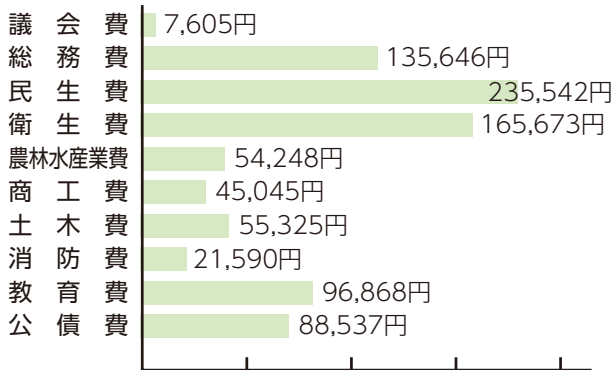
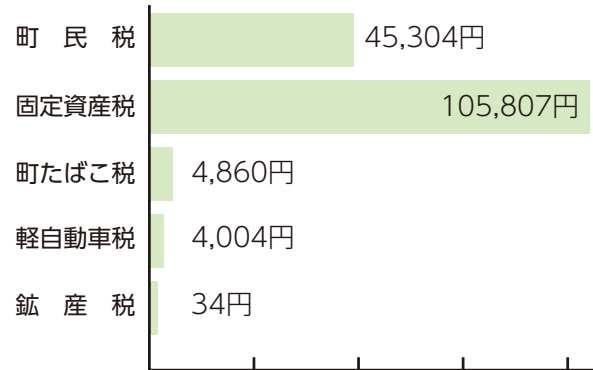
**地方譲与税・交付金**  
国、県が徴収したそれぞれの税金から人口割合などに応じて交付されたお金



<b>土木費</b>	道路の新設改良や維持補修、河川の改修、町営住宅の維持管理などに使ったお金
<b>消防費</b>	皆さまの安全を守る消防、防災活動に使ったお金
<b>教育費</b>	学校教育（小・中・幼）、公民館事業、社会教育・体育事業、学校給食などに使ったお金
<b>公債費</b>	町の借金を返済するのに使ったお金
<b>諸支出金</b>	右記の支出科目に含まれない、その他のお金
<b>災害復旧費</b>	災害によって生じた被害の復旧に使ったお金
<b>〔性質別〕 人件費</b>	議員・各種委員・特別職・会計年度任用職員の報酬や一般職員の給料や共済費などとして支払ったお金
<b>物件費</b>	行政に係る一般的事務処理や管理運営に使ったお金（消耗品費、光熱水費、修繕料、委託料、使用料、備品購入費など）
<b>維持補修費</b>	道路や学校のほか町の施設を保全し維持するための補修費として使ったお金
<b>扶助費</b>	児童や老人・障害のある人などへの援助費等の福祉のために使ったお金
<b>補助費等</b>	各種団体や広域事務組合・企業会計への補助金や交付金、保険料、会費や謝礼などとして支払ったお金
<b>公債費</b>	町の借金を返済するのに使ったお金
<b>投資及び 貸付金</b>	財団法人設立などへの出資や貸付に使ったお金
<b>積立金</b>	基金に積み立てたお金
<b>繰出金</b>	特別会計を運営するために繰り出したお金
<b>普通建設 事業費</b>	道路や学校などの建設事業に使ったお金
<b>災害復旧 費</b>	災害によって生じた被害の復旧に使ったお金

町民一人当たりの納められたお金は **160,009円** でした。

町民一人当たりに使われたお金は **906,079円** でした。



一般会計、特別会計および企業会計の決算

区 分		歳 入	歳 出	差 引
一 般 会 計		102億4,417万円	99億6,415万円	2億8,002万円
特 別 会 計	介護療育支援事業特別会計	6,955万円	5,681万円	1,274万円
	産業廃棄物処理事業特別会計	966万円	961万円	5万円
	寺前地区振興基金特別会計	379万円	379万円	0万円
	長谷地区振興基金特別会計	829万円	829万円	0万円
	国民健康保険事業特別会計	12億8,494万円	12億6,568万円	1,926万円
	後期高齢者医療事業特別会計	1億9,500万円	1億9,440万円	60万円
	介護保険事業特別会計	14億7,371万円	14億7,107万円	264万円
	土地開発事業特別会計	5,698万円	38万円	5,660万円
訪問看護事業特別会計	1億5,054万円	1億2,330万円	2,724万円	
企 業 会 計	水道事業 収益的	3億8,925万円	3億6,827万円	2,098万円
	下水道事業 収益的	6億7,055万円	6億94万円	6,961万円
	公立神崎総合病院事業 収益的	32億6,832万円	33億2,107万円	△5,275万円
総 合 計		178億2,474万円	173億8,774万円	4億3,700万円

※公営企業会計（公立神崎総合病院事業）での赤字は、留保資金を充当し、黒字となっています。  
 ※各会計および総合計は、万円未満を四捨五入していますので、上記の各会計の合計と総合計とは一致しません。



各会計の説明

一般会計

町が行政サービスを行うことでの基本的な経費を計上した会計で、町にとって会計の中心となるもの

特別会計

特定の事業を行うため、特定の歳入歳出を一般会計の歳入歳出と区分して別個に処理するための会計

介護療育支援事業特別会計

平成12年4月に神崎郡（現在は神河町・市川町・福崎町）で共同設置した「ケアステーションかんざき」の運営管理、そして各町の機能回復訓練事業、各種の介護支援事業と障害を持つ子どもの療育（リハビリ・保育）事業などを行っています。

国民健康保険事業特別会計

国民健康保険事業の運営を行っています。

後期高齢者医療事業特別会計

県下41市町で構成する兵庫県後期高齢者医療広域連合が実施主体となり実施するもので、町は住民申請等の窓口事務や保険料の徴収事務を行います。この会計は法律に基づき設置するもので、保険料を徴収し、広域連合へ納付することを主とした会計です。

介護保険事業特別会計

介護保険事業の運営を行っています。

土地開発事業特別会計

企業団地および住宅用地の造成、分譲販売を行っています。

訪問看護事業特別会計

神崎郡、朝来市生野町および姫路市香寺町の区域を事業対象地域として、看護・リハビリサービスの提供とともに医療保険事業と居宅介護支援事業、訪問看護事業を行っています。

産業廃棄物処理事業特別会計

神河町鍛冶の建設残土砂等処分地の管理運営を行っています。

寺前地区振興基金特別会計

寺前地区振興のための基金の管理を行っています。

長谷地区振興基金特別会計

長谷地区振興のための基金の管理を行っています。

企業会計

水道事業会計

水道施設の管理運営を行っています。

下水道事業会計

下水道施設の管理運営を行っています（合併処理浄化槽は除く）。

公立神崎総合病院事業会計

公立神崎総合病院の管理運営を行っています。

新型コロナウイルス感染症に対する事業

【新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業】

①休業要請事業者経営継続支援事業 (県と協調し、休業要請者の事業継続を支援)	4,750千円	⑭スマート山村促進事業 (ドローン等の導入等林業のスマート化を支援)	5,196千円
②事業所継続相談窓口支援事業 (商工会に社労士等の派遣、相談費用等を補助)	2,300千円	⑮観光施設環境整備事業 (観光施設のトイレの洋式化、蛇口のセンサー化を整備)	7,484千円
③事業所元気回復支援金給付事業 (中小企業・小規模事業者の事業継続を支援)	66,300千円	⑯社会体育施設環境整備事業 (社会体育施設の蛇口のセンサー化等感染対策を整備)	3,450千円
④子育て世帯地域商品券助成事業 (妊婦の方を含め、子育て世帯に町内の事業所で使用できる商品券を交付)	39,705千円	⑰公立学校情報機器整備費補助金(継足)事業 (G I G Aスクール構想に係る一人1台P C端末の整備)	11,945千円
⑤小中学校再開支援事業 (小中学校再開時の感染予防対策費用を支援)	1,000千円	⑱公立学校情報機器整備費補助金 (スクールサポーター配置支援事業)	1,122千円
⑥指定管理施設再開支援事業 (指定管理事業者の事業継続を支援)	4,152千円	⑲感染症予防対策給付事業 (受験を控えた中学3年生に対して、感染予防対策を支援)	473千円
⑦事業所等感染予防対策事業 (事業所の感染対策を支援)	24,660千円	⑳林業I T化促進事業 (森林調査の省力化、低コスト化を図り森林雇用を支援)	4,749千円
⑧観光キャンペーン事業 (町内事業所で使用できる地域商品券を全戸配布、宿泊施設利用者に観光商品券を贈呈)	56,023千円	㉑観光拠点整備支援事業 (県の臨時交付金事業に随伴して支援)	2,500千円
⑨避難所感染症対策事業 (避難所の感染対策として、必要な機器、備品等を整備)	11,598千円	㉒子ども・子育て支援交付金事業 (放課後児童クラブの臨時特別開所を支援)	836千円
⑩小学校・幼稚園再開事業 (衛生環境整備として、水道蛇口等をセンサー式に整備)	3,627千円	㉓学校保健特別対策事業 (学校再開に伴う感染対策学習保障を支援)	4,000千円
⑪行政I T化整備事業 (リモート会議、テレワーク等に対応する備品システム、ネットワーク等を整備)	56,176千円	㉔病院事業会計への繰出金事業 (神崎総合病院に事業継続に要する経費を補助)	50,000千円
⑫コミュニティバス感染環境整備事業 (公共交通として運行委託しているコミバスの感染対策に助成)	1,532千円	㉕新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業 (県と協調し、飲食店等の時間短縮要請事業者の事業継続を支援)	1,148千円
⑬スマート農村促進事業 (ドローン等の導入等農業のスマート化を支援)	16,685千円		
		合計	381,411千円

【特別定額給付金給付事業】

◎住民一人当たり10万円を給付(11,162人)  
11億2,126万3千円

【新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業】

◎新型コロナウイルスワクチン接種を  
迅速にすすめるための体制整備 301万6千円

【子育て世帯臨時特別給付金給付事業】

1,473万6千円

【ひとり親世帯への臨時特別給付金事務事業】

119千円



## 令和2年度で実施した主な事業（一般会計）

議会費	
○議会運営事業	5,976万円

総務費	
○電算機運営事業 (基幹系、内部情報システム等の維持管理および改修)	1億2,074万円
○医師修学資金貸与事業(6名)	1,440万円
○地方バス等公共交通維持確保対策事業	524万円
○ふるさと納税推進事業 (ふるさとづくり応援寄附金受入額 1,353件 2,007万円)	979万円
○「広報かみかわ」発行	305万円
○庁舎管理事業(本庁舎・支庁舎・支所)	5,153万円
○庁用車管理事業(53台)	2,066万円
○財政調整基金積立事業	9,165万円
○公共施設維持管理基金積立事業	3,796万円
○コミュニティパス運営事業	1億1,418万円
○交通安全施設整備事業(カーブミラー、外側線ほか)	933万円
○地域おこし協力隊事業(2名)	141万円
○地域おこし協力隊起業化支援事業(2名)	200万円
○集落支援員事業(長谷地域1名)	302万円
○地域創生事業	
創業促進支援事業(2件)	290万円
空き家おかたづけ支援事業(5件)	98万円
U J I ターン促進事業(11件)	46万円
地域創生総合戦略推進	58万円
シングルマザー移住支援事業	1,180万円
○移住プランナー事業(1名)	384万円
○まちづくり活動支援事業(ハートがふれあ地域づくり)	197万円
○男女共同参画推進計画策定事業	349万円
○CATV管理運営事業(指定管理料他)	1億2,913万円
○国勢調査事業(R 2.10.1基準、調査員47名、指導員7名)	417万円

民生費	
○防犯対策事業	425万円
○民生委員児童委員活動事業(協力委員事業含む)	545万円
○社会福祉協議会運営補助事業	3,087万円
○国民健康保険事業特別会計繰出金	7,505万円
○介護保険事業特別会計繰出金	2億4,435万円
○人生いきいき住宅助成事業(一般6件、特別型13件)	943万円
○老人保護措置事業(5名)	977万円
○老人クラブ助成事業	485万円
○要援護者タクシー運賃助成事業	38万円
○長寿祝金支給事業(8名)	86万円
○広域シルバー人材センター負担事業	410万円
○障害者自立支援法による各種給付事業	2億8,887万円
○福祉医療助成事業	7,185万円
○後期高齢者医療事業(特会・広域連合への繰出等)	2億1,964万円
○子どもを健やかに生み育てる支援金	365万円
○縁結び事業	122万円
○児童手当支給事業(事務費含む)	1億4,247万円
○保育所運営事業	2億4,194万円
○病児・病後児保育事業 (神崎郡3町で施設整備、運営R 3.3月開設)	1,920万円

衛生費	
○公立神崎総合病院運営事業補助金および出資金	6億5,019万円
○介護療育支援事業特別会計繰出金(ケアステーションかんざき)	1,270万円
○水道事業会計補助金	7,488万円
○予防接種事業(任意予防接種助成事業含む)	3,115万円
○健康づくり対策事業(各種検診、教室事業)	1,753万円
○自殺対策強化事業(命の大切さ授業、引きこもり相談ほか)	31万円
○母子保健事業(妊婦健診助成・乳幼児健診他)	648万円
○特定不妊治療費助成事業	98万円
○子育て世代包括支援センター事業(母子手帳アプリ運用ほか)	142万円
○母子保健医療対策総合支援事業(産前・産後のサポート)	63万円
○地球温暖化対策事業(クールチョイス普及啓発ほか)	754万円
○神崎郡北部火葬場運営事業(負担金)	1,191万円
○中播北部クリーンセンター運営事業(負担金)	2億6,772万円
○中播衛生施設事務組合負担金	5,694万円
○浄化槽管理事業(町内536基の合併浄化槽の維持管理)	3,819万円
○下水道事業会計補助金および出資金	4億円

農林水産業費	
○農業委員会事業	332万円

○中山間地域等直接支払交付金事業(11区)	1,428万円
○有害鳥獣対策事業(サル、ヌートリア、アライグマほか)	757万円
○シカ捕獲実施隊編成支援事業(県事業)	691万円
○多面的機能支払交付金事業(35組織)	4,960万円
○人・農地問題解決推進事業	910万円
○町単独土地改良事業補助金(7区8件)	465万円
○水車公園維持管理事業(指定管理料、施設修繕ほか)	416万円
○道の駅「銀の馬車道・神河」管理事業	471万円
○地籍調査事業(山林部調査)	1億4,169万円
○森林管理100%推進事業 (間伐 132.80ha、作業道 9,174m)	1,271万円
○県民緑税活用事業 (緊急防災林 136.81ha、針広混交林2地区)	4,803万円
○森林環境譲与税活用事業	5,472万円
○ナラ枯れ防除事業	272万円
○町単独治山治水補助事業 (裏山防災3件 危険木伐採11か所)	670万円
○水産業振興事業(漁業組合、水産振興団体補助金)	646万円

商工費	
○商工会補助金	2,060万円
○町観光協会補助金	1,282万円
○地域活性化推進事業	889万円
○観光施設等管理事業(指定管理料、修繕料、補修工事ほか)	9,712万円
○とのみね自然交流館管理運営事業(県より受託)	756万円
○大河内高原整備事業(峰山・砥峰高原)	1億1,023万円

土木費	
○道路橋りょう維持補修工事(町道11路線)	1億2,593万円
○道路新設改良事業(道整備交付金：町道3路線)	7,048万円
○町単独町道改良事業(5路線)	5,591万円
○橋りょう点検事業(長寿命化修繕計画)	1億1,413万円
○河川水位計・監視情報システム整備事業(監視カメラ設置ほか)	3,828万円
○河川改修工事(4件)	1,559万円
○若者世帯向け家賃補助事業(39件)	570万円
○若者世帯住宅取得支援事業(16件)	1,784万円
○若者世帯住宅リフォーム支援事業(22件)	916万円
○特定空き家等除却・修繕事業(除却：工事2件、補助1件)	676万円

消防費	
○姫路市消防局消防事務委託事業(消防車両更新負担金含む)	1億6,219万円
○消防団活動事業	1,539万円
○消防施設管理事業(消防車両等の車検、点検、修繕、燃料費ほか)	529万円
○防災行政無線運営事業	531万円
○神河町防災ハザードマップ更新事業	433万円

教育費	
○学校施設等長寿命化計画策定事業	814万円
○廃校施設解体撤去事業(大山小・幼)	1億4,861万円
○小中学校、幼稚園管理事業	2億5,400万円
○小：G I G A スクール 校内通信ネットワーク整備事業	8,222万円
○中：G I G A スクール 校内通信ネットワーク整備事業	3,815万円
○小学校自然学校推進事業(2泊3日、5年111名、県立南但馬自然学校)	189万円
○外国語指導助手活用事業(1名)	198万円
○人権啓発、人権学習支援事業	310万円
○放課後子ども教室事業	28万円
○学童保育クラブ運営事業	3,164万円
○文化財保存事業(町文化財の保存)	232万円
○福本遺跡保存活用事業(ガイダンス施設、遺跡の管理)	113万円
○神河町文化財保存活用地域計画作成事業	1,014万円
○埋蔵文化財緊急発掘調査事業	286万円
○公民館管理事業(中央公民館、神崎公民館、人件費含む)	5,889万円
○公民館事業シニアカレッジ(183名)、教室(大人6・子ども3)、 公演(一般)、文化祭、美術展	414万円
○公民館図書室運営事業(蔵書数 中央9,603冊、神崎15,482冊)	166万円
○児童センターきらきら館管理運営事業	1,171万円
○子育て学習センター事業(おひさま)	909万円
○社会体育施設管理事業(8か所)	7,460万円
○スポーツ大会、教室、振興事業	112万円
○学校給食運営事業(小・中・幼)	1億4,839万円

公債費	
○長期借入債の元金償還事業	9億1,517万円
○長期借入債の利子償還事業	5,847万円

## 指標でみる神河町の財政事情 経常収支比率 91.8%

歳入における経常一般財源額は、町税は減少しましたが、普通交付税がそれ以上に増加したため昨年度より増加しました。歳出における経常的経費は、全体的に減少しました。この結果、歳入経常一般財源が増加、そして歳出経常一般財源が減額したことから、前年度よりも4.8ポイント比率が良くなりました。

令和2年度決算では比率は良くなっていますが、今後を見通すと歳入における経常一般財源である町税、普通交付税が人口減等により、確実に減少していくものと予測されます。なお一層の歳出削減が必要で、真に必要な事務事業の絞り込みによる財源の集中化に取り組む必要があります。



### 用語の説明

財政構造の弾力化（余裕）を示すものであり、町村は70%程度が妥当とされています。経常一般財源から経常的経費に充てられる割合が経常収支比率となり、比率が低い方が自由に使える資金が多くなります。

『経常的経費』……支出のうち人件費や物件費、公債費など、毎年必ず支払う経費

『経常一般財源』…使途が特定されない財源で毎年常に入ってくるもの。  
町税や普通交付税など

## 健全化判断比率および資金不足比率

『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』の規定により、令和2年度決算に基づく神河町の健全化判断比率および資金不足比率について公表します。

### ①健全化判断比率

(単位 %)

	令和2年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	14.88	20.0
連結実質赤字比率	—	19.88	30.0
実質公債費比率	14.4	25.00	35.0
将来負担比率	73.5	350.00	

### ②資金不足比率

特別会計の名称	令和2年度決算	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
公立神崎総合病院事業会計	—	20.0
土地開発事業特別会計	—	20.0

※実質赤字比率および連結実質赤字比率は、実質赤字額および連結実質赤字額がないので、「—」と記載しています。実質公債費比率は、平成30年度、令和元・2年度の3か年平均の比率です。※資金不足が生じてない会計は、「—」と記載しています。



### 財政の健全化判断比率等の指標に関する用語の説明

#### じつ しつ あか じ ひ りつ 実質赤字比率

一般会計等（普通会計）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。財政規模に応じ、11.25%～15%（3.75%）以上で早期健全化団体に、20%（5%）以上で財政再生団体となります。

#### れん けつ じつ しつ あか じ ひ りつ 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。財政規模に応じ、16.25%～20%（8.75%）以上で早期健全化団体に、30%（15%）以上で財政再生団体となります。

#### じつ しつ こう さい ひ ひ りつ 実質公債費比率

一般会計等（普通会計）が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。「起債制限比率」を見直し、実態をより正確に把握するため、公営企業会計に対する繰出金のうち、元利償還金相当分などが要素に加えられています。この比率が18%を超えた場合、地方債を発行するためには国の同意ではなく、許可が必要になります。また、25%以上で早期健全化団体、一部の地方債の発行が35%以上で財政再生団体となり、多くの地方債の発行が制限されます。

#### しょう らい ふ たん ひ りつ 将来負担比率

地方債の残高など、一般会計等（普通会計）が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。350%（400%）以上で早期健全化団体となります。

#### し きん ふ そく ひ りつ 資金不足比率

公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率です。比率は各公営企業会計ごとに算定されます。20%以上で経営健全化団体となり、早期健全化団体と同じように、公営企業の経営の健全化を図る計画を策定しなければなりません。



## 衆議院議員総選挙および神河町長選挙が行われます

問 神河町選挙管理委員会 ☎34-0001

第49回衆議院議員総選挙が10月19日（火）に公示、令和3年神河町長選挙が11月16日（火）に告示され、それぞれ執行されます。尊い1票を無駄にしないよう、必ず投票しましょう。

### 投票日

- 衆議院議員総選挙 10月31日（日）午前7時から午後8時まで
- 神河町長選挙 11月21日（日）午前7時から午後8時まで

### ◎期日前投票・不在者投票

選挙期日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭、入院等の用務があるなど、一定の事由に該当すると見込まれる方は、期日前投票・不在者投票ができます。

### ◎期日前投票場所・期間

投票場所	衆議院議員総選挙	神河町長選挙	投票時間
役場本庁舎	10/20～10/30（11日間）	11/17～11/20（4日間）	午前8時30分～午後8時
神崎支庁舎	10/23～10/30（8日間）		
センター長谷	10/27～10/30（4日間）		午前8時30分～午後5時

### ◎新型コロナウイルス感染症対策

- 投票所にアルコール消毒液配置、簡易鉛筆の配布などを実施します。（ご自身の筆記用具を使用される場合は、黒鉛筆をお持ちください）
- マスクの着用、来場時のアルコール消毒にご協力ください。



## 秋季全国火災予防運動 11月9日（火）～11月15日（月）

問 住民生活課 ☎34-0963 姫路市中播消防署 ☎23-0119  
姫路市消防局予防課 ☎079-223-9532

### 全国統一防火標語 「おうち時間 家族で点検 火の始末」

### 古くなった消火器の破裂事故に注意！！

今年5月、姫路市内の事業所にて、火を消すために従業員が消火器を操作したところ、消火器が破裂し負傷する事故が発生しました。

### 破裂事故を起こさないためには！！

- 消火器本体の錆、変形等の有無を定期的に点検しましょう。
- 容器に錆や腐食を見つけた時は、速やかに新しい物と交換しましょう。
- 一般的に消火器は鋼製容器で錆びやすいため、湿気の少ない、雨風のかからない場所に保管しましょう。  
※消火器は、一般ゴミに出せませんのでご注意ください。  
※消火器の処分は、最寄りの消防署または消火器取扱店にご相談ください。

### あなたのご自宅に住宅用火災警報器は付いていますか？

- すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられています。
- 住宅用火災警報器は10年を目安に取り替えましょう。  
町内では、消防団を中心に防火パレード、火災予防点検などを実施しますのでご協力ください。



## ～税務課からのお知らせ～ 税金は納期限内に！

問 税務課 ☎34-0961

税金は、町民の皆さまに安心して社会生活を送られる行政サービスを行うための大切な財源です。税金は、所得や資産に応じて皆さまが公平に負担されているもので、納期限内の納付が原則です。納期限内に納付されないと督促状の送付など、余分な経費の支出を招きます。何よりも納期限内に税金をきちんと納付している納税者との公平性を欠くことになります。このため、納期限内に納付された方と、していない方との公平性を保つとともに、行政サービスの財源を確保するための取組を行います。皆さまのご協力をお願いします。

### 納期限を過ぎると・・・

納期限を過ぎても税金を納付されていない場合は、督促状を送付しています。また、単なる「納め忘れ」等により納付できない場合を考慮して、督促状の送付後も催告書を送付していますので、督促状や催告書が届いた場合は、早急に納付をお願いします。

### 延滞金がかかります

税金を納期限までに納めなかった場合、法律で決められた延滞金を納めます。延滞金の率は、納期限の翌日から1か月は年7.3%（特例により現在は2.5%）、1か月を過ぎると年8.8%です。これは、銀行などでお金を借りるよりも高い率です。※この延滞金の率は、今年12月末日まで

### 滞納処分の内容

滞納者の預金、給与、年金、生命保険、不動産所有状況、売掛金などを調査し、財産を差し押さえます。また、調査により財産が見つからない場合は、身分証を持った徴税吏員が直接、自宅、事務所、店舗や工場などを訪問し、売却見込のある動産（車、貴金属など）を差し押さえます。差し押さえた財産は、公売を行い換価手続きの後、滞納町税に充てて滞納額の減少に努めています。



### 滞納は放置せず、必ず納付相談を

病気や失業、事業の廃止や経営不振などのやむを得ない理由で一時的に納期限内に税金を納めることが困難な方は、税務課にご相談ください。生活状況などをお聞きし、最適な納付方法を相談します。ただし、虚偽の申し出や納付計画を守らずに不履行となった場合は、滞納処分の対象です。

### 納付忘れを防ぐ便利な口座振替

税金の納付は、安全・便利で確実な口座振替による納付をお勧めします。一度の手続で毎年継続しますので、納付に出向く手間が省けて大変便利です。お申込みは、町内の金融機関または税務課へお願いします。

※口座振替は納付期限日に引き落としとなるため、再振替はできません。納期限日までに口座残高の確認をお願いします。

皆さまからの税金が私たちの生活を支えています

道路



教育



福祉



# 姫路税務署からのお知らせ

問 姫路税務署 ☎079-282-1135

## ● 年末調整説明会等の開催中止について

令和3年度の「改正法人税法説明会」、「年末調整説明会」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、開催を中止することとなりました。なお、年末調整に関する各種情報については、国税庁HPの「年末調整がよくわかるページ」をご覧ください。

年末調整がよくわかるページはコチラ



国税庁  
<https://www.nta.go.jp>

## ● 納税証明書の取得について

令和3年7月から納税証明書の申請から受取までの手続きを、ご自宅やオフィスで完結できるようになっています。マイナンバーカードなどの電子証明書をお持ちの方は、ぜひご利用ください。詳しくは、国税庁HPをご覧ください。

## ● 国税の納付が難しい方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、猶予が認められることがありますので、姫路税務署（徴収担当）にご相談ください。

## ● 確定申告について

確定申告作成会場は、新型コロナウイルス感染症対策として、ソーシャルディスタンスを確保するため、会場への入場制限および会場外での待機をお願いするほか、相談受付を早期に締め切る場合があります。そのため、ご自宅等からe-Taxでの確定申告書の作成・送信（郵送）を推奨しています。

税務署が発行するID・パスワードまたはマイナンバーカードおよびマイナンバーカード読取対応のスマートフォンがあれば、スマートフォンで所得税の確定申告書が作成・送信できます。

# 税を考える週間

期間 11月11日  
11月17日

くらしを支える税について一緒に考えてみませんか？



..... 国税庁のデジタル化の取組 .....

年末調整  
年調ソフトで効率化

税の相談  
チャットボットですぐ回答

確定申告  
スマホで作成・申告

税の納付  
キャッシュレスでらくらく決済

国税庁  
<https://www.nta.go.jp>  
法人番号 7000012050002

税を考える週間 検索



## カーミン年賀はがき販売受付開始！

問 神河町観光交流センター ☎34-1001

### 受付期間 11月1日（月）～11月19日（金）

神河町では、通常の年賀はがきにカーミンのイラストが付いた、カーミン年賀はがきを販売します。

通常の年賀はがきと同額で、かわいいカーミンのイラストがプリントされています。

お友だちやご親戚へカーミンの年賀はがきで、年始のご挨拶はいかがですか？

数量限定ですので、お早めにお申込みください。

- ◎はがき種類…無地インクジェット紙
- ◎はがき価格…1枚63円
- ◎受付場所……神河町観光交流センター JR寺前駅横 ☎34-1001
- ◎受付方法……神河町観光交流センターへ申込書を提出されるか、お電話でお申込みください。申込書は、観光交流センターに備えて付けています。
- ◎引渡方法……観光交流センターで引き渡します。印刷の関係で12月6日（月）以降の引渡しとなります。ご了承ください。



限定 20,000枚

価格 1枚63円

※限定枚数になり次第、受付を終了します  
※通常の年賀はがきと同額です

## 農業者年金に加入しませんか？

問 神河町農業委員会（地域振興課内） ☎34-0960

農業引退後の備えは十分ですか？老後を安心して暮らすためには、若いうちからの備えが必要です。農業者年金は、加入者数の変化や財政事情に左右されない、安全で安心な公的年金制度です。

### ★加入要件

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人は誰でも加入できます。農業に従事している家族（配偶者・後継者）も加入できます。脱退も自由です。



### ★保険料額

毎月の保険料は2万円を基本に、最高6万7千円まで千円単位で自由に設定でき、いつでも保険料の見直しができます。

#### ■長期に安定した制度です

将来の年金受給に必要な資金をあらかじめ自分で積み立て、運用実績により受給額が決まる確定拠出型年金です。加入者や受給者の数に影響されない安定した年金制度です。

#### ■80歳までの保証が付いた終身年金です

年金は終身受給できますが、仮に、加入者や受給者が80歳になる前に亡くなった場合は、死亡した月の翌月から80歳までに受け取れる額を、死亡一時金として遺族が受け取れます。

#### ■税制面で大きな節税

保険料は全額、所得税の社会保険料控除の対象になります。また、年金の運用益は非課税です。さらに、受け取る年金についても公的年金等控除の対象となります。

#### ■保険料助成が受けられます

認定農業者で青色申告をしている方や、その方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など、一定の要件を満たす方には保険料の国庫補助があります。

